

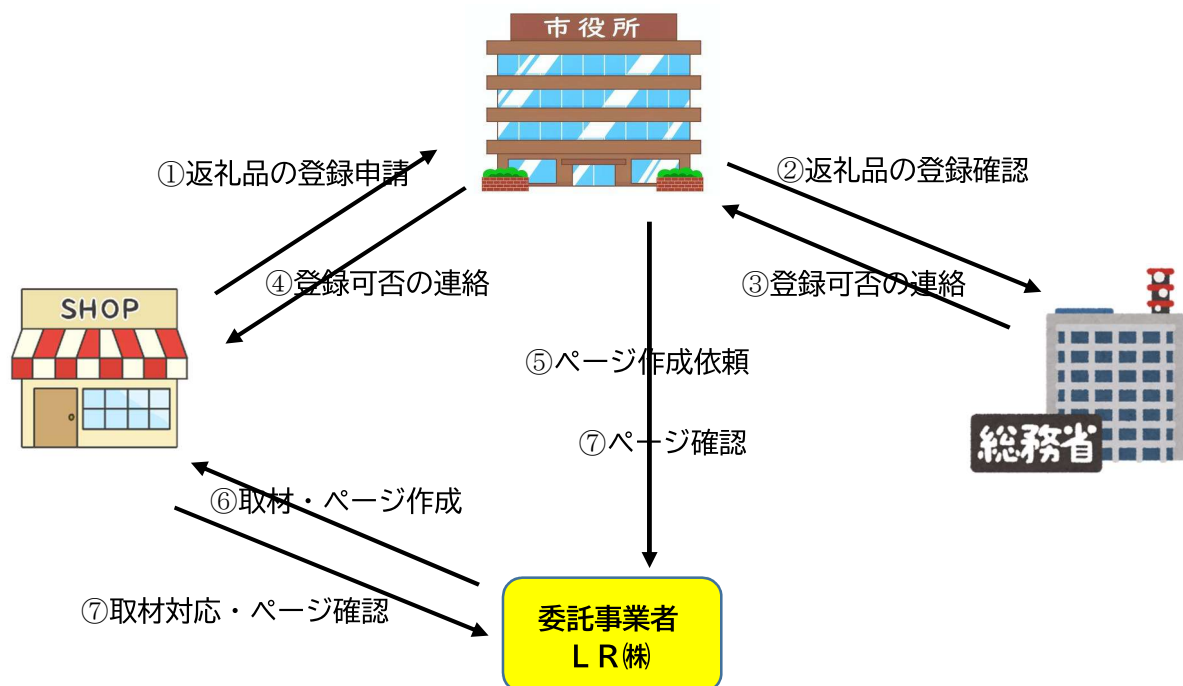
返礼品の基準

(平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条)

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。
- 4 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第 8 号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7 の 2 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

返礼品登録の流れ



- ① 返礼品提供事業者がふるさと納税推進係に返礼品の登録申請を行う。
- ② ふるさと納税推進係が返礼品の内容を確認し総務省に登録可否の確認を行う。
- ③ 総務省から返礼品登録可否の連絡がある。
- ④ ふるさと納税推進係が返礼品提供事業者に返礼品の登録可否を連絡する。
- ⑤ ふるさと納税推進係がLR(株)にポータルサイトのページ作成を依頼する。
- ⑥ LR(株)が取材後にポータルサイトのページ作成を行う。
- ⑦ 完成したポータルサイトのページを確認し寄附受付を開始する。

※ 返礼品の登録にあたり基準を満たしているか事前に総務省の審査があります。

始良市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。つまり、始良市内で生産された原材料を「半分を一定程度以上上回る割合」使用して製造されたものということになります。

なお、ふるさと納税の募集に際しては、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

○ 認められると考えられる例

- ・ 始良市内で生産された牛乳や果物を 100%使用し、始良市外で製造されたジェラート
- ・ 始良市内で生産された酒米を 100%使用して、始良市外で醸造した地酒
- ・ 始良市内の事業者が 100%自社で栽培したみかんを使用して、始良市外の工場で加工したみかんジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち9割以上に始良市内で生産された柑橘を使用したジュース

× 認められないと考えられる例

- ・ 製造に用いる牛乳のうち始良市内で生産された牛乳を約1割使用した、始良市外で製造したアイスクリーム
- ・ 始良市内で製造された醤油・ポン酢を使用した、始良市外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を始良市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

始良市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

ふるさと納税の募集に際しては、その旨や工程の詳細な内容をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

なお、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として、次のとおり示されています。

【参考】実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断 ・ 選別 ・ ビン、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装 ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合 ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

○ 認められると考えられる例

- ・ 始良市内の事業者が始良市外で生産された原材料を使用し、始良市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 始良市外で生産された豚肉を、始良市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 始良市外で生産された原材料を用いて、始良市内の醸造所において醸造した酒
- ・ 始良市外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な細工を始良市内において施した工芸品

× 認められないと考えられる例

- ・ 海外で生産し、始良市内の事業者が検品を行っているラジコ
- ・ 始良市外で生産されているが、始良市内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・ 始良市内の事業者がパッケージしている始良市外で生産されたフルーツ
- ・ 始良市外で生産されたビールに、始良市オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 始良市内で製品に係る企画立案まで行い、始良市外で製造・組立等する製品
- ・ 始良市外から調達したブロック肉を、始良市内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・ 始良市内での工程が、枝肉の切断である精肉

食肉の熟成や玄米の精白の場合、鹿児島県内で生産された原材料に限られるが、

- ①認められない例にはどのようなものがあるか。
- ②食肉の原材料となる家畜が生産された区域とはどこを指すか。
- ③無洗米加工は玄米の精白に含まれるか。

- ① 輸入した海外産の牛肉を始良市内で熟成したものや、鹿児島県外で収穫した玄米を始良市内で精白したものを提供することはできません。
- ② 食肉の熟成の場合、鹿児島県内で飼養した家畜を原材料としなければなりません。家畜市場やと畜場等が所在し飼養が行われていない区域は該当しません。
- ③ 無洗米加工は糠の除去を行うため玄米の精白に含まれます。

始良市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）

始良市から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限り該当するものであって、単に、他の市町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや同じ事業者が別々の市町村で生産していることといった要素のみで、この基準に該当するものではありません。

○ 認められると考えられる例

- ・ 始良市を含む複数の市町村を管轄するJAに始良市内で生産された米を出荷し、当該JAが始良市外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- ・ 始良市内で生産後、複数の市町村を管轄するJAに出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- ・ 始良市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、流通構造上、近隣の団体で肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉

× 認められないと考えられる例

- ・ 始良市内で生産されたものと始良市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

始良市の広報の目的で生産された始良市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から始良市の独自の返礼品等であることが明白なもの

一般に流通している物品の本体やパッケージに単に始良市のロゴをプリントしたものやPRリーフレットを同封したものは、この基準に該当しません。

また、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、始良市出身者等ゆかりの者に関連したものであること、始良市内に事業所が存在していることといった要素のみで、この基準に該当するものではありません。

○ 認められると考えられる例

- ・ 始良市のゆるキャラグッズ
- ・ 始良市をPRするためのオリジナルのポストカード
- ・ 始良市をホームとするスポーツチームの応援グッズ

× 認められないと考えられる例

- かつて玩具の一大産地であったことから始良市内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では始良市内に工場がなく始良市外で製造する玩具
- 始良市内で創業した事業者が始良市外で製造する即席麺
- 始良市の出身者であるパティシエが始良市外で製造する洋菓子

前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上のもの

「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断します。

また、「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用であることにより判断します。

なお、ふるさと納税の募集に際しては、その旨をポータルサイト上等に明記しなければなりません。

○ 認められると考えられる例

- 始良市内で製造されたそばと始良市外で製造されたそばつゆのセット
- 始良市内で生産された野菜の詰合せと始良市外で製造されたソースのセット
- 始良市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と始良市外で製造された弁当箱の収納袋のセット

× 認められないと考えられる例

- 始良市外で生産された商品と始良市のPR冊子をセットにしたもの
- 始良市外で製造されたビールと始良市内で生産されたタオルをセットにしたもの
- 海外製タブレット端末に始良市内を探索できるアプリを予めインストールしたもの

始良市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が始良市に相当程度関連性のあるもの

「その他これに準ずるもの」とは、サービスのほとんどが始良市内において提供されるが、サービスの一部が始良市外で提供される場合を指し、始良市を訪れて、始良市内で宿泊することを条件とする旅行券や旅行クーポンは、これに該当します。

また、始良市外で提供されるサービスであっても「当該サービスの主要な部分が始良市に相当程度関連性のある」場合には、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがあると考えられます。

○ 認められると考えられる例

- 地域の特産品をPRするための始良市外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、始良市内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
- 始良市内の事業者が車いす用に製作した着物を始良市外で提供（レンタル以外の工程はすべて始良市内で行っているもの）

× 認められないと考えられる例

- 始良市内において宿泊施設を営んでいる事業者が都内において営んでいる店舗で使用可能な食事券
- 始良市内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント
- 始良市内に教室を設ける講師が、始良市外の受講者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン